





障がい福祉のてびき

令和6年4月版















もくじ

1. 障害者手帳	
○身体障害者手帳	1
○療育手帳	2
○精神障害者保健福祉手帳	3
2. 手当、助成等	
○特別障害者手当	4
○障害児福祉手当	4
○特別児童扶養手当	5
○腎臓機能障がい者通院費助成	6
○知的障がい者及び精神障がい者通学・通所費助成	6
3. 医療	
○福祉医療費助成制度	7
○後期高齢者医療制度	8
○自立支援医療(更生医療、育成医療、精神通院医療)	8
○特定医療費(難病)助成制度	1 1
4. 年金	
○障害基礎年金	1 2
○ 障害厚生年金・障害手当金	13
5. 障害者総合支援法	
○障害者総合支援法によるサービスについて	14
○補装具	18
○地域生活支援事業	2 0
·日常生活用具給付等事業	2 0
•日中一時支援事業	2 1

·自動車運転免許取得費助成事業	2 1
·自動車改造費助成事業	2 2
· 障がい者等配食サービス事業	2 2
6. 減免・各種割引・その他の支援	
○優遇される各種税	2 3
○自動車税等の減免	2 4
○各種割引	2 6
·隠岐汽船運賃割引	2 6
·隠岐観光運賃割引	2 6
・海士交通バス運賃割引	26
・タクシー運賃割引	2 7
・海士町保健福祉センターひまわり利用料割引	2 7
・N H K 放送受信料の減免	2 7
·携带電話基本料金割引	28
・その他の各種割引	2 9
○その他の支援	3 1
・思いやり駐車場	3 1
	2.2
○相談窓口一覧	33
○障がい福祉マップ	3 5
○日常生活用具給付対象一覧表	3 7
このてびきでは 障がい別に下記の記号を使っています。	
・・・ 身体障がいのある人が該当します	
知・・・ 知的障がいのある人が該当します	
# ・・・ 精神障がいのある人が該当します	
・・・・指定難病がある人が該当します	

障害者手帳

※申請書類が必要な場合は、各問合せ先におたずねください。

身体障害者手帳 🗐

【問合せ・申請】海士町役場 健康福祉課 福祉係 ☎ 2-1823

身体に障がいのある方が申請手続きを行い、心と体の相談センターの判定を受けた結果、 障がいの種類・等級に該当すると認められた場合に交付される手帳です。この手帳を取得 することで、各種福祉サービスを受けることが出来ます。

障がいの程度に応じて **1 級から 6 級まで**の手帳が交付されます。

<障がいの種類>

○視覚障がい	○聴覚・平	衡機能障がし	۱,	
○音声・言語・そしゃく機	能障がい	○肢体不自	由	○脳原性運動機能障がい
○心臓機能障がい	○じん臓材	幾能障がい	○呼鳴	及器機能障がい
○ぼうこう又は直腸機能	障がい	○小腸機能	障がい	

○ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障がい○肝臓機能障がい

<申請に必要なもの>

- ●申請書
- ●写 真・・・縦4cm×横3cm (無帽、上半身、正面)※1年以内に撮影したもの
- 印 鑑 (シャチハタ不可)
- ●診断書・・・上記の障がいの種類ごとに診断書が異なります。

~ このようなときは手続きが必要です ~

- ・障がいの程度が変わったとき・新たに障がいが生じたとき
- ・住所が変わったとき・氏名が変わったとき・手帳を紛失したとき
- ・手帳を破損したとき・他市町村から転入したとき
- ・死亡したとき
- ※転出するときは、転出先での手続きが必要です。

手帳の効力

「**要再認定**」の記載がある手帳をお持ちの方は、期限までに再認定の申請をしてください。再認定の手続きをしない場合は、各種サービスを受けることができないことがあります。お持ちの手帳をご確認ください。



【問合せ・申請】海士町役場 健康福祉課 健康増進係 ☎ 2-1822

発達期(概ね18歳まで)に何らかの原因で知的な障がいがあらわれた人が対象です。 申請手続きを行い、心と体の相談センターまたは児童相談所(隠岐圏域の場合は中央 児童相談所隠岐相談室)の判定を受けた結果、該当すると認められた場合に交付される 手帳です。この手帳を取得することで、各種福祉サービスを受けることができます。

障がいの程度により A (重度)、B (中・軽度) があります。

<申請に必要なもの>

- ●申請書
- ●写 真・・・縦4cm×横3cm (無帽、上半身、正面)※1年以内に撮影したもの
- ●印鑑(シャチハタ不可)

~ このようなときは手続きが必要です ~

- ・障がいの程度が変わったとき・保護者が変わったとき
- ・住所が変わったとき・氏名が変わったとき・手帳を紛失したとき
- ・手帳を破損したとき・障がいが無くなったとき
- ・他市町村から転入したとき・死亡したとき
- ※転出するときは、転出先の市町村窓口での手続きが必要です。

手帳の効力

手帳に「**次期判定年月**」が記載されています。期限までに、再判定の申請をしてください。再判定の手続きをしない場合は、各種サービスを受けることができない場合があります。

お持ちの手帳をご確認ください。

精神障害者保健福祉手帳 🮁



【問合せ・申請】海士町役場 健康福祉課 健康増進係 ☎ 2-1822

精神疾患(知的障がいを除く)があり、長期にわたり日常生活や社会生活に制限のあ る人が対象です。申請手続きにより該当すると認められた場合に、自立と社会復帰・社会 参加のために交付される手帳です。この手帳を取得することで、各種福祉サービスを受ける ことができます。

障がいの程度に応じて、1級から3級までの手帳が交付されます。

手帳の有効期限は、手帳交付日より2年間です。更新の手続きは有効期限の3か月 前から申請できます。

<申請に必要なもの>

- 申請書
- 写 真・・・縦4㎝×横3㎝(無帽、上半身、真正面) ※1年以内に撮影したもの
- 印 鑑(シャチハタ不可)
- 診断書・・・初診日から6カ月以上経過した時点のもの
 - ※精神障がいを理由とした障害年金を受給している場合は、 診断書の代 わりに年金証書等の写しと同意書を添付して申請できます。

~ このようなときは手続きが必要です ~

- ・障がいの程度が変わったとき・障がいが無くなったとき
- ・住所が変わったとき ・氏名が変わったとき ・手帳を紛失したとき
- ・手帳を破損したとき ・他市町村から転入したとき ・死亡したとき
 - ※転出するときは、転出先の市町村窓口での手続きが必要です。

手帳の効力

手帳に「有効期限」が記載されています。期限までに再認定の申請をしてくだ さい。再認定の手続きをしない場合は、各種サービスを受けることができない場 合があります。

お持ちの手帳をご確認ください。

特別障害者手当 🗐 知 🥞

【問合せ・申請】海士町役場 健康福祉課 福祉係 🛭 2-1823

20 歳以上で重度の障がいがある方に対して、その障がいのため必要となる精神的、物 質的な特別の負担の軽減として手当が支給されます。

<対象者>

20 歳以上の障がいのある方(在宅)で、重度の障がいにより、日常生活において常時 特別の介護を必要とする方。

<手当額>

- ○支給月 2月、5月、8月、11月 ※各支給月に3カ月分支給します
- ○月額 28,840円(令和6年4月現在)

<支給制限>

下記に該当するときには、支給されません。

- ○一定以上の所得のある場合 ○施設に入所している場合 (年度途中の入所を含む)
- ○3カ月以上継続して入院している場合

く申請に必要なもの>

- ●請求書 ●所得状況届 ●診断書(指定の様式) ●本人名義の通帳(写)
- ●年金証書など年金額の分かるもの●印鑑(シャチハタ不可)

障害児福祉手当 🗐 知 👫

【問合せ・申請】海士町役場 健康福祉課 福祉係 ☎ 2-1823

20 歳未満で重度の障がいがある人に対して、その障がいのため必要となる精神的、物 質的な特別の負担の軽減として手当が支給されます。

く対象者>

20 歳未満の障がいのある方(在宅)で、重度の障がいにより、日常生活において常時 特別の介護を必要とする方。

く手当額>

- ○支給月 2月、5月、8月、11月 ※各支給月に3カ月分支給します
- ○月額 15,690 円 (令和6年4月現在)

く支給制限>

下記に該当するときには、支給されません。

- ○一定以上の所得のある場合 ○児童が施設に入所している場合
- ○児童が障がいを理由とする年金を受けている場合

<申請に必要なもの>

- 請求書 ●所得状況届 ●診断書(指定の様式)
- ◆本人(児童)名義の通帳(写)●印鑑(シャチハタ不可)

特別児童扶養手当 🗐 知 🥞





【問合せ・申請】海士町役場 健康福祉課 福祉係 🛭 2-1823

精神または身体に障がいがある児童について、福祉の増進を図ることを目的として支給さ れます。

く対象者>

20 歳未満の在宅の障がいのある児童と同居し監護する父または母、もしくは父母に代 わってその児童を養育する方に支給されます。

<手当額>

○支給月 4月、8月、11月 ※各支給月に4カ月分支給します

○月額 1級:55,350円(令和6年4月現在)

2級:36,860円(令和6年4月現在)

<支給制限>

下記に該当するときには、支給されません。

- ○一定以上の所得のある場合 ○児童が施設に入所している場合
- ○児童が障がいを理由とする年金を受けている場合

<申請に必要なもの>

- 請求書 ●診断書(指定の様式)
- ●戸籍謄本または抄本(請求者と児童のもの)
- ●本人(保護者)名義の通帳(写)●印鑑(シャチハタ不可)

腎臓機能障がい者通院費助成



【問合せ・申請】海士町役場 健康福祉課 福祉係 🙃 2-1823

身体障害者手帳 1 級に該当する腎臓機能障がいがあり、血液透析療法を受けるため に通院している方、または海士町内からの通院が困難のため、医療機関の近くに居住する ことを余儀なくされている方に支給されます。

<助成額>

- ○支給月 4月、7月、10月、1月 ※各支給月に3カ月分支給します
- ○助成額 交通費:通院するために利用した公共交通機関の乗車券及び乗船 券 (隠岐汽船フェリーは2等)購入費の半額
 - ※医療機関の近くに居住することを余儀なくされている方は、その居住地から医療機関までの通院にかかった交通費の半額。

宿泊費:素泊まり分の半額(限度額 2,500円)

※医療機関の近くに居住することを余儀なくされている方は、通院した日数に 2,500 円を乗じた額。

く申請に必要なもの>

- ●申請書 ※通院日数については医療機関の証明が必要です。
- ●身体障害者手帳(写) ●印鑑(シャチハタ不可)

知的障がい者及び精神障がい者通学・通所費助成





【問合せ・申請】海十町役場 健康福祉課 福祉係 ☎ 2-1823

知的障がいまたは精神障がいのある方が、学校及び作業所等へ通学・通所するための 交通費を助成します。

く対象者>

海士町内在住の知的障がいまたは精神障がいのある方で、学校や作業所へ通学・通所 している方。

<助成額>

- ○支給月 4月、7月、10月、1月 ※各支給月に3カ月分支給します
- ○助成額 交通費:通所等するために利用した公共交通機関の乗車券及び 乗船券(隠岐汽船フェリーは2等)購入費の半額

<申請に必要なもの>

- ●申請書 ※通所(通学)の日数について事業所(学校)の証明が必要です。
- ●療育手帳(写)および精神障害者保健福祉手帳(写)
- ●印鑑(シャチハタ不可)



福祉医療費助成制度 🥑 🗇 🦰





【問合せ・申請】海士町役場 健康福祉課 福祉係 ☎ 2-1823

重度の障がいがある方やひとり親家庭の方に対して、医療費の自己負担を軽減します。

<対象者>

- 65歳以上で3か月以上ねたきりの方(対象期間1年)
- ② 身体障害者手帳1級または2級の方
- ③ 身体障害者手帳 3 級または 4 級で、知的障がいのある方
- ④ 療育手帳Aの方
- ⑤ ひとり親家庭の方(18 歳未満または高校 3 学年修了までの児童を養育する配偶者 のない方と当該児童)
- ⑥ 精神障害者保健福祉手帳1級の方
- ⑦ 精神障害者保健福祉手帳 2 級で、身体障害者手帳 3 級または 4 級の方
- ⑧ 精神障害者保健福祉手帳2級で、知的障がいのある方
- ※③と®の知的障がいは判定機関により判定します(概ね IQ50 以下)。

<助成内容>

病院、診療所(歯科を含む)では、自己負担は医療費の 1 割で、次の額が上限とな ります。

(1ヶ月・1 医療機関あたり)

区 分	入 院	入院外
20 歳未満障がい児・者	2,000円	1,000円
市町村民税非課税世帯の方	2,000円	1,000円
上記以外の方	20,000円	6,000円

薬局、柔道整復施術所、はり・きゅう及びあんま・マッサージ施術所、治療用装具製作 所、訪問看護ステーションでは、自己負担はありません(医療保険適用後の自己負担の 全額を助成)。

く支給制限>

一定以上の所得のある場合は対象となりません。

<申請に必要なもの>

●申請書 ●健康保険証(写) ●印鑑(シャチハタ不可) など

後期高齢者医療制度 📵 知 🧂



【問合せ・申請】海士町役場 住民生活課 ☎ 2-0858

75 歳以上の方、及び 65 歳以上 75 歳未満で一定程度の障がいがある方は後期高 齢者医療制度の対象となります。

<対象者>

- 一定程度の障がいがある方とは、主に下記に該当する状態をいいます。
- ○身体障害者手帳1級、2級、3級の方
- ○身体障害者手帳4級をお持ちの方で、次のいずれかに該当される方
 - ・音声機能、言語能力またはそしゃく機能の著しい障がい
 - ・両下肢すべての指を欠くもの
 - ·1 下肢を下腿の 2 分の 1 以 上欠くもの
 - ・1 下肢の著しい障がい
- ○療育手帳Aの方
- ○精神障害者保健福祉手帳1級、2級の方
- ○国民年金法等における障害年金1級、2級の方

<制度内容>

病院、診療所で支払う自己負担は医療費の1割となります。

※ただし、一定以上の所得のある場合は3割負担となります。

<申請に必要なもの>

申請書 ●健康保険証(写) ●障害手帳等(写) ●印鑑(シャチハタ不可)

自立支援医療 👂 👫





【問合せ・申請】

《更生医療・育成医療》海士町役場 健康福祉課 福祉係 ☎ 2-1823 《精神通院医療》海士町役場 健康福祉課 健康増進係 **2** 2-1822

自立支援医療制度は、心身の障がいを除去・軽減するための医療について、医療費の 自己負担額を軽減する公費負担医療制度です。

<対象者>

○更 生 医 療:身体障害者手帳の交付を受けた方で、その障がいを除去・軽 (18歳以上) 減する手術等の治療により確実に効果が期待できる方。

○育 成 医 療:身体に障がいを有する児童で、その障がいを除去・軽減する (18 歳未満) 手術等の治療により確実に効果が期待できる方。

○精神通院医療:精神保健福祉法第5条に規定する統合失調症などの精神疾患を 有する方で、通院による精神医療を継続的に要する方。

<自己負担額>

原則かかった費用の**1割負担**ですが、世帯の所得に応じて負担上限月額が設定されています。また、一定の負担能力があっても、費用が高額な治療を長期間継続的に行わなければならない方(高額治療継続者。「重度かつ継続」)にもひと月あたりの負担に上限額が設定されています。ただし、入院時の食事療養費または生活療養費(いずれも標準負担額相当)については原則自己負担となります。

■世帯とは・・・・■

住民票上の家族ではなく、同じ医療保険に加入している家族を同一世帯とします。ただし、同じ医療保険に加入している配偶者以外の人が、税制と医療保険のいずれにおいても 障がいのある方を扶養していない場合は、別の世帯とみなされることもあります。

■高額治療継続者(重度かつ継続)とは・・・■

- ○疾病、症状等から対象となる方
 - 《更生医療·育成医療》

心臓機能障がい(心臓移植後の抗免疫療法に限る)、腎臓機能障がい、小腸機能障がい、免疫機能障がい、肝臓機能障がい(肝臓移植後の抗免疫療法に限る)

«精神通院医療»

統合失調症、躁うつ病、うつ病、てんかん、認知症等の脳機能障がいもしくは 薬物関連障がい(依存症等)、または精神医療に一定以上の経験を有する医師に、 集中・継続的な医療を要すると判断された方。

○疾病等に関わらず、高額な費用負担が継続することから対象となる方 申請前の 12 カ月間において、医療保険の高額医療費を 3 回以上受給している世帯の 方。

■自立支援医療の利用者負担の上限月額■

所得区分		負担上限月額					
生活保護	生活保証	養受給世帯		0円			
低所得1 市町村民税非課税世帯のうち、 本人の年収80万円以下		2,500 円					
低所得 2	西町村民税非課税世帯(低所 得1に該当する人を除く)			5,000円			
一般	市町#	33,000 円未満	医療保険の	育成	5,000円	(重商額	5,000円
(市町村 民税課税	市町村民税所得割	33,000 円以上 235,000 円未満	自己負担限 度額	育成医療	10,000円	(重度かつ継続)高額治療継続者	10,000円
世帯)	// 得 割	235,000 円以上	公費負担の対象外		継続者	20,000円	

●更生医療



身体障害者手帳を所持している 18 歳以上の方で、手術などにより障がいが改善または 機能の維持が保たれる見込みのある場合に、その医療費が給付されます。

<対象となる医療内容>

- ○ペースメーカー植え込み術 ○人工弁置換術 ○人工関節置換術
- ○じん移植術 ○人工透析 ○水晶体摘出術 など

<申請に必要なもの>

- 申請書 ●同意書 ●医師の意見書(指定の様式) ●健康保険証(写)
- 印鑑(シャチハタ不可)※治療開始前に申請が必要となります。

●育成医療



18歳未満の児童で、疾患等により将来において障がいを残すおそれがあり、確実に治療効果を期待できる場合に、その医療費が給付されます。

<対象となる医療内容>

- ○ペースメーカー植え込み術 ○関節置換術 ○斜視の手術
- ○じん移植術 ○人工透析 ○口蓋裂等の形成術 など

<申請に必要なもの>

- 申請書●同意書●医師の意見書(指定の様式) 健康保険証(写)
- 印鑑(シャチハタ不可)※治療開始前に申請が必要となります。

●精神通院医療 🮁

精神疾患を有し、通院による精神医療を断続的に要する場合、その医療費が給付されます。なお、受給者証の有効期間は1年で、有効期限の3ヵ月前から再認定の手続きが出来ます。※ ただし診断書は2年に1度の提出となります。

<対象者>

精神障がいおよび精神障がいに起因して生じた病態に対して、病院または診療所に入院 しないで行われる通院医療を受ける方。

<申請に必要なもの>

- 申請書 ●同意書 ●診断書(指定の様式) 健康保険証(写)
- 事課税年金を受給している方は、その年額がわかる書類●印鑑(シャチハタ不可)

特定医療費(難病)助成制度



【問合せ・申請】隠岐保健所 島前保健環境課 🙃 7-8121

難病の医療費助成制度は、治療が確立していない疾病にかかったことにより、長期にわたり療養を必要とする方に対して特定医療費を支給することで、患者の医療費負担の軽減を図ることを目的としています。

<対象者>

県内に住所を有し、指定難病にかかっていると認められる方のうち、次のいずれかに該当 する方。

- ○その病状の程度が、厚生労働大臣の定める程度である。
- ○申請のあった月以前の 1 年以内に、医療費(10 割相当分)が 33,330 円を超える 月が 3 ヵ月以上ある。

<その他>

申請方法や自己負担の上限額など、詳細は保健所へお問い合わせください。



※申請書類が必要な場合は、各問合せ先におたずねください。

障害基礎年金







【問合せ・申請】海士町役場 住民生活課 住民国保係 ☎ 2-1821 松汀年金事務所 ☎ 0852-23-9540

国民年金加入中に初診日がある病気やケガにより一定の障がいの状態になった場合、 受給要件を満たしていれば障害基礎年金が受給できます。また、20 歳前の病気やケガに より障がいの状態になった場合でも、20歳以降に障害基礎年金を受給できます。

く受給要件>

以下の条件①~③のすべてに該当する方が受給できます。

- ① 障がいの原因となった病気やケガの**初診日が次のいずれか**にあること。
 - •国民年金加入期間
 - ・20 歳前の年金未加入期間(日本国内に住所を有する方)
 - ・60 歳以 ト 65 歳未満 (日本国内に住所を有する方) の年金未加入期間。
 - ※老齢基礎年金を繰り上げて受給している方を除きます。
- ②初診日から1年6カ月を経過した日(その期間内に症状が固定した場合はその日、 ともに「障害認定日」という)に国民年金法施行令で定める障害等級表の 1 級また は2級の状態であること。
- ③初診日の前日において、次のいずれかの保険料納付要件を満たしていること。
 - ・初診日のある月の前々月までの公的年金の加入期間の 2/3 以上の期間について、 保険料が納付または免除されていること。
- ・初診日において 65 歳未満であり、初診日のある月の前々月までの1年間 に保険料の未納がないこと。
 - ※20 歳前に障がいの状態になった場合はこの要件は必要ありませんが、所得制 限があります。

く年金額>

(令和6年度の金額)

- ○1級 年額 1,020,000円 + 子の加算
- ○2級 年額 816,000円 + 子の加算
- 子の加算・・・〇第1子・第2子:各 234,800円 〇第3子以降:各 78,300円

※「子」とは、次の方に限ります

- ・18 歳到達年度の末日(3月31日)を経過していない子
- ・20 歳未満で障害等級 1 級または 2 級の障がい者

※注意点※

65 歳以降に初診日がある病気やケガによる障がいは対象外です。

障害厚生年金・障害手当金 🌗 知 🧂 🏥







【問合せ・申請】海士町役場 住民生活課 住民国保係 🕱 2-1821 松江年金事務所 ☎ 0852-23-9540

厚生年金加入中に初診日がある病気やケガで一定の障がい状態になった場合、受給 要件を満たしていれば障害厚生年金が受給できます。障害厚生年金の障がい程度は1級、 2級、3級です。それよりも軽い障がいには障害手当金が支給されます。また、障害厚生年 金の 1 級または 2 級の障がいに認定された場合は、障害基礎年金に上乗せして支給され ます。

<受給要件>

- 障害厚生年金 以下の条件のすべてに該当する方が受給できます。
 - ①厚生年金保険の被保険者である間に、障がいの原因となった病気やケガの初診日が あること。
 - ②初診日から1年6カ月を経過した日(その期間内に症状が固定した場合はその日、 ともに「障害認定日」という)に厚生年金保険法施行令で定める障害等級表の 1 級 から3級の状態であること。
 - ③初診日の前日において、次のいずれかの保険料納付要件を満たしていること。
 - ・初診日のある月の前々月までの公的年金の加入期間の 2/3 以上の期間について、保 険料が納付または免除されていること。
- ・初診日において 65 歳未満であり、初診日のある月の前々月までの 1 年間に保険料の 未納がないこと。
- 障害手当金 以下の条件のすべてに該当する方が受給できます。
 - ①厚牛年金保険の被保険者である間に、障がいの原因となった病気やケガの初診日が あること。
 - ②障がいの原因となった病気やケガが初診日から5年以内に治り(症状が固定し)、そ の治った日に障害厚生年金を受けるよりも軽い障がいの状態であって、厚生年金保険 法施行令で定める障害等級表の「障害手当金」の状態であること。
 - ③初診日の前日において、次のいずれかの保険料納付要件を満たしていること。
 - ・初診日のある月の前々月までの公的年金の加入期間の2/3以上の期間について、保 険料が納付または免除されていること。
 - ・初診日において 65 歳未満であり、初診日のある月の前々月までの 1 年間 に保険料の未納がないこと。

く年金額>

○被保険者期間により年金額が異なるため、お問い合わせください。



障害者総合支援法によるサービスについて 🗐 知 👫 難







【問合せ・申請】 海士町役場 健康福祉課 福祉係 2-1823 【問合せ】 海士町障害者相談支援センター

② 2-1823

<対象者>

- ○身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳を所持する方
 - ※ 知的障がい、精神障がいのある方については、手帳がなくてもサービスが利用できる 場合があります。お問い合わせください。
- ○厚生労働省指定の難病のある方

くサービスの種類>

- ◎印は海士町で受けられるサービスです。
- 【】内は対象者の障害支援区分です。

	サービス名	対象者	内容
介	◎居宅介護	【区分1以上】	自宅で、入浴・排せつ・食事
護	(ホームヘルプ)	身知精	の介護等を行います。
給	◎重度訪問介護	重度の肢体不自由者、知的・精神障	重度の肢体不自由、知的・
付	(ホームヘルプ)	がいのある方で、二肢以上に麻痺があ	精神障がいがあり、常に介
		り、認定調査項目で「歩行」「移乗」	護を必要とする方に、自宅
		「排尿」「排便」のいずれかで一定の支	で入浴、排せつ、食事の介
		援が必要な方	護、外出時における移動支
		【区分4以上】	援などを総合的に行います。
	同行援護	認定調査項目で「歩行」「移乗」「移	移動時や外出先において必
		動」「排尿」「排便」のいずれかで一定	要な視覚的情報の支援、
		の支援が必要な方	移動の援護などを行います。
		【区分なし】身体介護を伴わない	
		【区分4以上】身体介護を伴う	
	行動援護	知的障がいまたは精神障がいにより、	自己判断能力が制限されて
		行動上著しい困難を有し、常時介護	いる方が行動するときに、危
		を必要とする方	険を回避するために必要な
		【区分3以上】 知精	支援、外出支援を行いま
			す。
	重度障害者等	常時介護を有する障がい者で、その介	居宅介護など複数のサービ
	包括支援	護の必要の程度が著しく高い方	スを包括的に行います。
		【区分6以上】	

		ママにもいて その介護者の疾病その	ウマスク選オストが序与の
	│◎短期入所	居宅において、その介護者の疾病その	自宅で介護する人が病気の
	(ショートステイ)	他の理由により短期間の入所を必要	場合などに、短期間、夜間
		とする方	も含めて施設で、入浴、排
		【区分1以上】	せつ、食事の介護等を行い
			ます。
	療養介護	病院等への長期入院による医療的ケ	医療と常時介護を必要する
		アに加え、常時介護を必要とする方	方に、医療機関で機能訓
		【区分 5 以上】筋ジストロフィー患者ま	練、療養上の管理、看護、
		たは重症心身障がい者	介護及び日常生活の世話
		【区分 6】気管切開を伴う人工呼吸	を行います。
		器による呼吸管理を行っている方	
		身知精	
	◎生活介護	地域や入所施設において、安定した	常に介護を必要とする方
		生活を営むため、常時介護等の支援	に、主として昼間に、入浴、
	※町内では基準該	が必要な方	排せつ、食事の介護などを
	当生活介護のみ受	【区分2以上】通所·50歳以上	行います。
	けられます	【区分 3 以上】通所·50 歳未満 【区分 3 以上】入所·50 歳以上	
		【区分4以上】入所·50歳未満	
		身知精	
	施設入所支援	・生活介護利用者	施設に入所する方に、主とし
		【区分 3 以上】通所·50 歳以上 【区分 4 以上】通所·50 歳未満	て夜間や休日、入浴、排せ
		・通所が困難な、自立訓練または就	つ、食事の介護等を行いま
		労移行支援の利用者	す。
		身 知 精	
訓		・施設を退所、または病院を退院後、	 身体機能の向上を図るた
練	 (機能訓練)	 地域移行を図る上で身体機能の維	 め、理学療法、作業療法、
等		 持・回復等の支援が必要な方	 生活等に関する相談などの
給		 ・養護学校等を卒業後、地域生活を	 支援を行います。
付		営む上で身体機能の維持・	
		回復等の支援が必要な方	
	自立訓練	・施設を退所、または病院を退院後、	知的障がいまたは精神障が
	 (生活訓練)	 地域移行を図る上で生活能力の維	 いを有する方に、生活能力
		持・回復等の支援が必要な方	の向上を図るため、入浴、
		・養護学校を卒業した方や、継続した	排せつ、食事等の自立した
		通院により症状が安定している方で、	日常生活を営むために必要

	地域生活を営む上で生活能力の維	な訓練や生活等に関する相
	持・回復等の支援が必要な方	談などの支援を行います。
	知精	
就労移行支援	一般就労を希望する 65 歳未満の方	一般就労を希望する方に一
	で、知識・能力の向上、実習、職場探	定期間、就労に必要な知
	しなどを通じて、職場への就労が見込	識及び能力向上のために必
	まれる方 身知精	要な訓練を行います。
就労継続支援	雇用契約により継続的に就労可能な	企業などで就労することが困
A 型(雇用型)	65 歳未満の方(利用開始時)	難な方に、働きながら就労
	①就労移行支援事業を利用したが企	訓練を行います。
	業などの雇用に結びつかなかった方	※ 利用者と障がい福祉サ
	②養護学校等を卒業して就職活動を	-ビス事業所が雇用契
	行ったが、企業などの雇用に結びつか	約を結んで訓練を行い
	なかった方	ます。
	③就労経験がある方で、現在は雇用	
	関係がない方	
◎就労継続支援	①就労経験がある方で、年齢や体力	企業などで就労することが困
B 型(非雇用	面で企業に雇用されることが困難とな	難な方に、働きながら就労
型)	った方	訓練を行います。
	②50 歳に達している方または障害基	※ 利用者と障がい福祉サ
	礎年金1級受給者	-ビス事業所が雇用契
	③①および②のいずれにも該当しない	約を結ばずに訓練を行
	方で、就労移行支援事業者等による	います。
	アセスメントにより、就労面に係る課題	
	等の把握が行われている方	
	身知精	
◎共同生活援助	【区分1以上】	地域で共同生活を営むのに
(グループホーム)	※【非該当】でも状況により利用可能	支障のない方に、共同生活
	です。	を営むべき住居で主として夜
	身知精	間にサービスを提供します。

サービスを利用したいときは、以下の **<申請から支給決定までの流れ>** 相談支援事業所までご相談ください 利用の相談 < 町内の相談支援事業所 > ●海士町障害者相談支援センター **22-1823** 利用の申請 海士町役場へ ●障害者相談支援センター ウェーブ 申請をします ත2 - 1502 サービス等利用計画室の提出依頼 調査員が自宅や事業所などへ 障害支援区分認定調査(80項目) 訪問して調査をします 訓練等給付費を希望する場合 介護給付費を希望する場合 -次判定(コンピュータ判定) 調査をもとに 町が実施します 医師の意見書 二次判定(審査会) 一次判定の結果と 医師意見書をもとに 障害支援区分の認定 町の審査委員が審査 を行います 生活の様子や家族の状況、住居の状況などを勘案し、サービスの利用意向聴取 サービス等利用計画案の提出 町が障がい福祉サービス 支給決定 受給者証をご本人へ送付 します サービス利用開始

「障害支援区分」とは、障がい者に対する介護給付の必要度を表す 6 段階の区分です。

(非該当、区分 1~6 ※区分 6 が最も必要度が高い)

認定の有効期間は 3 年を基本としますが、審査会等の意見により 3 ヵ月以上 3 年以下で認定されます。
17

<自己負担額>

原則は、サービスにかかった費用の **1 割負担**ですが、世帯の所得に応じて負担上限月額が設定されています。

■利用者負担の上限月額■

	所得区分	負担上限月額		
生活保護	生活保護受給世帯			
任記2月 1	市町村民税非課税世帯のうち、本人の			
低所得1	年収80万円以下	0 円		
低所得2	市町村民税非課税世帯(低所得 1 に			
1457117 2	該当する人を除く)			
	市町村民税課税世帯	【施設等入所者以外】		
	※所得割 16 万円未満の人に限る。障が	障がい者 9,300 円		
一般 1	い児にあっては 28 万円未満。	障がい児 4,600 円		
	※20 歳以上の施設等入所者、グループ	【20 歳未満の施設等入所者】		
	ホーム入居者を除く	9,300 円		
一般 2	市町村民税課税世帯(一般1に該当す	27 200 □		
ガ又 乙	る人を除く)	37,200 円		

■世帯とは・・・・■

- ・18 歳以上の方(施設入所の 18~19 歳を除く)→本人と配偶者
- ・18 歳未満の方(施設入所の 18~19 歳を含む)→住民基本台帳の世帯

<申請に必要なもの>

- 申請書●印鑑(シャチハタ不可)
- 事非課税年金を受給している方は、その年額がわかる書類

補装具 🗐

【問合せ・申請】海士町役場 健康福祉課 福祉係 ☎ 2-1823

補装具とは身体の欠損または損なわれた身体機能を補完・代替するもので、身体に装着(装用)して日常生活又は就学・就労に長期間継続して使用する用具です。障がいの内容および程度に応じ補装具の購入費(修理費) を支給します。

<対象者>

- ○身体障害者手帳を所持する方
- ○厚生労働省指定の難病の方
- ※ 補装具の種類ごとに交付の条件があります。事前にご相談ください。

<自己負担額>

原則は、サービスにかかった費用の **1 割負担**ですが、世帯の所得に応じて負担上限月額が設定されています。

■補装具の利用者負担の上限月額■

・生活保護世帯 0 円

•市町村民税非課税世帯 0 円

•市町村民税課税世帯 37,200 円

※ただし、町民税所得割46万円以上の場合は、全額自己負担となります。

※基準額(補装具の種類ごとに異なります)を超えた分は、全額自己負担となります。

■世帯とは・・・・■

- ・18 歳以上の方 (施設入所の 18~19 歳を除く) → 本人と配偶者
- ・18 歳未満の方(施設入所の 18~19 歳を含む)→ 住民基本台帳の世帯

<種類>

叶什不广西	義肢(義手·義足)、装具(上肢·下肢·体幹·靴型)、
肢体不自由 	座位保持装置、車椅子、電動車椅子、歩行器、歩行補助つえ
肢体不自由及び 音声・言語機能障がい	重度障害者用意思伝達装置
視覚障がい	義眼、矯正眼鏡、コンタクトレンズ、遮光眼鏡、弱視眼鏡、白杖
聴覚障がい	補聴器(ポケット型、耳かけ型、耳あな型、骨導型)

<申請に必要なもの>

●申請書 ●印鑑(シャチハタ不可) ●その他、補装具の種類によって必要な書類が異なります。お問い合わせください。

※注意点※

- ○介護保険の対象者は、介護保険での貸与が優先されます。
- ○原則として、耐用年数内の再給付は認められません。(修理は可能)
- ※初めての申請や再交付を希望する場合など、心と体の相談センターでの判定(審査)が必要な場合があります。事前にご相談ください。

地域生活支援事業

【問合せ・申請】海士町役場 健康福祉課 福祉係 🛛 2-1823

地域生活支援事業とは、障がいのある人が、住みなれた地域でいきいきと安心して生活 が出来るように、県や市町村が主体となり、地域の特性や利用者の状況に応じた事業を実 施するものです。

●日常生活用具給付等事業







障がいのある人が日常生活をより円滑におこなえるよう、障がいの種類や程度に応じて、 日常生活上の困難を改善するための用具を給付します。

<対象者>

○日常生活用具給付対象一覧表(37~40ページ)の対象者欄に該当する方。

<自己負担額>

原則かかった費用の1割負担ですが、世帯の所得に応じて負担上限月額が設定されて います。

■日常生活用具給付等事業の利用者負担の上限月額■

- •牛活保護世帯
- 0 円
- ·市町村民税非課税世帯
- 0 円
- ·市町村民税課税世帯 37,200 円

 - ※ ただし、住民税所得割46万円以上の場合は、全額自己負担となります。
 - ※ 基準額(日常生活用具の種類ごとに異なります)を超えた分は、全額自己負担と なります。

■世帯とは・・・■

- ・18 歳以上の方 (施設入所の 18~19 歳を除く) → 本人と配偶者
- ・18 歳未満の方(施設入所の 18~19 歳を含む)→ 住民基本台帳の世帯

<申請に必要なもの>

●申請書 ●印鑑(シャチハタ不可)

<注意点>

- ○介護保険の対象者は、介護保険での貸与等が優先されます。
- ○原則として、耐用年数内の再給付は認められません。
- ○日常生活用具給付等事業では、用具の修理は対象外です。

●日中一時支援事業 🗐 知 🎁







障がいのある人の家族の就労の支援および日常的に援護している家族の一時的な休息 を提供すること、また障がいのある方の活動の場を確保するとともに日常生活上必要な訓 練等を実施することを目的としています。

<対象者>

- ○海士町内に住所を有し、日常的に援護している家族以外に援護するものがおらず、
 - 一時的に見守りの支援が必要な障がいのある方。

<自己負担額>

利用時間など	利用料
4 時間未満	400円 ※生活保護世帯、市町村民税非課税世帯は0円
4時間~6時間未満	500円 ※生活保護世帯、市町村民税非課税世帯は0円
6 時間以上	600円 ※生活保護世帯、市町村民税非課税世帯は0円
食事代	500円

■世帯とは・・・・■

- ・18 歳以上の方(施設入所の 18~19 歳を除く)→本人と配偶者
- ・18 歳未満の方(施設入所の 18~19 歳を含む)→住民基本台帳の世帯

<申請に必要なもの>

申請書●印鑑(シャチハタ不可)●手帳の(写)

●自動車運転免許取得費助成事業



身体障がいのある人に対して自動車運転免許の取得にかかる費用の一部を助成し、就 労などの社会活動への参加を促進することを目的としています。

く対象者>

○障がい等級 4 級以上の身体障がい者で、自動車運転免許の取得によって就労など の社会活動への参加に効果があると認められる方。

<助成額>

免許取得に直接かかった費用の3分の2の額

※ ただし助成の限度額は 10 万円とします。

<申請に必要なもの>

申請書申請書●印鑑(シャチハタ不可)

●自動車改造費助成事業



重度の身体障がいのある人が就労等に伴い自動車を取得する場合、その自動車の改造に要する経費を助成し、社会復帰を促進することを目的としています。

<受給要件>

以下の条件のすべてに該当する場合に助成を受けられます。

- ①障がい等級 2 級以上の身体障がい者(肢体不自由に限る)
- ②①に該当する方が所有している自動車であること。
- ③①に該当する方が運転するために、自動車の操向装置および駆動装置などの一部を改造する必要があること。
- ○一定以上の所得(特別障害者手当の所得制限限度額)以下であること。

<助成額>

※ 助成の限度額は10万円とします。

<申請に必要なもの>

- ●申請書 ●印鑑(シャチハタ不可) ●運転免許証(写)
- ●障がい者等配食サービス事業







心身の障がいや疾病等により、調理が困難な障がいのある人に対し配食サービスを提供することにより、引き続き在宅で生活していくことを支援します。

<対象者>

○海士町内に住所を有し、65 歳未満の調理が困難な障がいのある方、または障がいのある方の属する世帯など。

<助成額>

1 食につき 425 円で、役場から配食サービスを委託している事業所へ直接支払います。

<自己負担額>

1 食につき 500 円

<申請に必要なもの>

申請書●印鑑(シャチハタ不可)



各種割引・減免・その他の支援

優遇される各種税





【問合せ・申請】 海士町役場 住民生活課 税務係 ☎ 2-0858 西郷税務署 ☎ 08512-2-0350

障がいのある人や障がいのある人を扶養している人は、次の控除等を受けることができます。

控除名称		対象者および内容			控除額
	障がい者控除	○療育手帳 B (または福祉事務所	○身体障害者手帳3~6級 ○療育手帳 B (または福祉事務所長が同程度の障がいと認める者) ○ 精神障害者保健福祉手帳2級、3級		
所得税	特別障がい者控除	○療育手帳 A (または福祉事務所	身体障害者手帳1級、2級 療育手帳 A または福祉事務所長が同程度の障がいと認める者) 精神障害者保健福祉手帳1級		
	同居特別障がい者	○療育手帳 A (または福祉事務所	○身体障害者手帳1級、2級 ○療育手帳 A (または福祉事務所長が同程度の障がいと認める者) ○ 精神障害者保健福祉手帳1級		
/ -	障がい者控除	○身体障害者手帳、 ○療育手帳 B (または福祉事務所 ○ 精神障害者保健	長が同程度の障が		26万円
住民税	特別障がい者控除	○療育手帳 A (または福祉事務所	身体障害者手帳1級、2級		
	同居特別障がい者	○身体障害者手帳1級、2級○療育手帳 A(または福祉事務所長が同程度の障がいと認める者)○ 精神障害者保健福祉手帳1級			53万円
相続	障がい者控除	○ 身体障害者手帳3級~6級○ 療育手帳Bまたは同程度○ 精神障害者保健福祉手帳2級、3級			(85歳 – 相続し たときの年齢) × 6万円
税	特別障がい者控除			(85歳 – 相続し たときの年齢) × 12万円	
	*	法定相続人である障が	がい者の相続税から	算出した額が控除されます	0
		障がいの区分	特別障がい者	特定障がい者(※)	
贈与	5税の非課税	身体障がい者	手帳1級、2級		
(障がい者の生活費に充てるために一定の		知的障がい者	手帳A判定	手帳A、B判定	※特定障がい者と は、特別障害者及
	粉に基づいて信託さ 財産の一定額は非課 す)	精神障がい者	手帳1級	手帳1級、2級、3級	び障がい者のうち、 精神に障がいがある 方とされています。
7)JG C 9 /		非課税限度額	6,000万円	3,000万円	

自動車税の減免 り 知 精







【問合せ・申請】 軽 自 動 車:海士町役場 住民生活課 税務係 **2** 2-0858

普通自動車:島根県東部県民センター 🙃 0852-32-5626

障がいのある人などが所有する、一定の要件を満たす自動車等については、申請により 自動車税等が減免されます。

<対象となる自動車>

減免の対象となる自動車等

自動車等の所有者	運転者	用途
障がい者本人または生 計を一にする方	障がい者本人	
※障がい者本人の所有する自動車等が無い場合に限る	生計を一にする方	障がい者のための交通手段として使用される こと
障がい者本人	常時介護する方	主として障がい者の通学、通院、通所または 生業等のための利用

[※]減免の対象となる人の「障がいの範囲」の概要は25ページをご覧ください。

<減免額>

対象税目	対象車種	減免となる額
軽自動車税	軽自動車等 原動機付自転車	減免割合 10 割
自動車税種別割	普通自動車	45,000 円 (重課対象自動車 51,700円) を限度として減免
自動車税環境性能割 及び 軽自動車税環境性能割	普通自動車	取得価格又は300万円のいずれか低い額に自動車税環境性能割及び軽自動車税環境性能割の税率を乗じて得た額に相当する額

<申請に必要なもの>

- ●身体障害者手帳 ●運転免許証(写) ●印鑑(シャチハタ不可) ●自動車検 査証(写)
 - ※ 別途書類が必要となる場合があります。各申請先にお問い合わせください。

※注意点※

減免できる自動車等は、お持ちの自動車(軽自動車を含む)のうち 1台です。

※ 詳しくは、各申請先にお問い合わせください。

<自動車税の減免対象となる人の障がいの範囲>

手「	帳の種類(障がいの区分)	運車	云者が障がい者本人	運転者が障がい者本人と生 計を一にする方、身体障がい 者の方を常時介護する方
	視覚障がい	1級から3級	、4級の1	1級から3級、4級の1
	聴覚障がい	2級、3級		2級、3級
	平衡機能障がい	3級		3 級
	音声機能障がい	3級(咽頭摘出に	よる場合に限る)	該当しない
	上肢不自由	1級、2級		1級、2級
	下肢不自由	1級から6級		1級から3級
身	 乳幼児期以前の非進行性 	1級から3級	、5 級	1級から3級
体障		上肢機能	1級、2級(1上肢のみの場合を除く)	1級、2級 (1上肢のみの場合を除く)
害者工	の脳病変による運動機能障がい	移動機能	1級から6級	1 級から 3 級 (1 下肢のみの場合を除く)
手帳	心臓機能障がい	1級、3級、4	1級	1級、3級、4級
	じん臓機能障がい	1級、3級、4	1 級	1級、3級、4級
	呼吸器機能障がい	1級、3級、4	1 級	1級、3級、4級
	ぼうこう又は直腸の機能障 がい	1級、3級、4級		1級、3級、4級
	小腸の機能障がい	1級、3級、4	1 級	1級、3級、4級
	ヒト免疫不全ウイルスによる 免疫機能障がい	1級から3級	!	1 級から 3 級
	肝臓機能障がい	1級から4級		1級から4級
療育	手帳	А		Α
精补	申障害者保健福祉手帳	1級		1級
戦傷	豪病者手帳	各申請先にお問い合わせください		

※ 2つ以上の障がいがある場合・・・

- ・手帳の種類(障がいの区分)が異なる場合は、それぞれの区分で判定します。
- ・障がいの内容が同一の区分であるときは、合算することができます。

各種割引

【総合的な問い合わせ】海士町役場 健康福祉課 福祉係 **2** 2-1823

交通費など、各会社や事業所等によって割引などがあります。

● 隠岐汽船運賃割引







<対象者>

身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳を所持している方。

※ 手帳に第1種の表示がある場合は、その介護者も対象となります。

〈内容〉

運賃半額

く備 考>

乗船手続き(購入時)の際に、手帳を提示してください。

● 隠岐観光運賃割引







<対象者>

身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳を所持している方。

※ 手帳に第1種の表示がある場合は、その介護者も対象となります。

<内 容>

運賃半額

<備 考>

乗船手続き(購入時)の際に、手帳を提示してください。

●海士交通バス運賃割引







く対象者>

身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳を所持している方。

※ 手帳に第1種の表示がある場合は、その介護者も対象となります。

<内 容>

運賃半額

<備 考>

運賃支払いの際に、手帳を提示してください。

町外のバスについては 29 ページでご確認ください。

●タクシー運賃割引





く対象者>

身体障害者手帳、療育手帳を所持している方。

- ※ 手帳に第1種の表示がある場合は、その介護者も対象です。
- ※ 精神障害者保健福祉手帳所持者についても割引対象とされている場合があります。 各タクシー会社にご確認ください。

〈内容〉

運賃1割引(10円未満端数を切り捨て)

<備 考>

タクシー乗車の際に、手帳を提示してください。

● 海士町保健福祉センターひまわり利用料割引







く対象者>

身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳を所持している方。

<内 容>

お風呂、プールの利用料半額

く備 考>

利用時に手帳を提示してください。

● NHK 放送受信料の減免







く対象者・内容>

○全額免除

- ・身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳のいずれかを所持している方 がいる世帯で、かつ、世帯構成員全員が市町村民税非課税の場合。
 - ※ 療育手帳を所持していなくても、心と体の相談センターや児童相談所などの判定 機関によって知的障がい者と判定された方も該当になります。
- ・社会福祉法に規定する社会福祉事業を行う施設に入所され、自らテレビを持ちこまれて いる場合。
- ・牛活保護法に規定する扶助を受けている場合。
- ・ハンセン病問題の解決の促進に関する法律に規定する入所者に対する療養もしくは親族 に対する援護を受けている場合。
- ・中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定 配偶者の自立の支援に関する法律に規定する支援給付を受けている場合。

○半額免除

- ・身体障害者手帳の1級または2級を所持している方が、世帯主で受信契約者の場合。
- ・視覚障がいまたは聴覚障がいにより身体障害者手帳を所持している方が、世帯主で受 信契約者の場合。
- ・療育手帳 A を所持している方、または心と体の相談センターや児童相談所などの判定機 関によって重度の知的障がい者と判定された方が、世帯主で受信契約者の場合。
- ・精神障害者保健福祉手帳の1級を所持している方が、世帯主で受信契約者の場合。
- ・戦傷病者手帳(障がい程度が特別項症から第1款症)を所持している方が、世帯主 で受信契約者の場合。

<備 考>

印鑑と障害者手帳を持参し、海士町役場健康福祉課で申請をしてください。

※ 戦傷病者手帳をお持ちの方は、島根県高齢者福祉課(☎ 0852-22-5240) へお問い合わせください。

携帯電話基本料金割引







<対象者>

身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳を所持している方。

<内 容>

基本使用料半額

〈備 考〉

サービス内容は各社異なりますので、ご利用の携帯電話会社へお問い合わせください。

●その他の各種割引

制度	割引内容							利用手続き
J R	割引対象者	「第1種」 身体障害者手帳・療育 手帳の所持者 介護者付・単独		身体手帕	「第2種」 身体障害者手帳・療育 手帳の所持者 介護者付・単独		2種」12歳未満 k障害者手帳·療育 ®の所持者 養者付·単独	○窓口で身体障 害者手帳または、 療育手帳を提示 し、割引乗車券を
旅客鉄道株式会社の旅	普通乗車券 定期乗車券 ※介護者に は「通勤定期 乗車券」を発	介護者付単独 介護者付単	乗車距離の指定 なし 本人 5割引 介護者 5割引 片道 100 kmを超 える場合のみ 本人 5割引 乗車距離の指定 なし 本人 5割引 介護者 5割引 介護者 5割引	介護者付単独 介護者付単	片道 100 kmを超 える場合のみ 本人 5 割引 介護者割引なし 片道 100 kmを超 える場合のみ 本人 5 割引 本人割引なし 介護者割引なし	介護者付単独 介護者付単	片道 100 kmを超 える場合のみ 本人 5 割引 介護者割引なし 片道 100 kmを超 える場合のみ 本人 5 割引 乗車距離の指定 なし 本人割引なし 介護者 5 割引 本人割引なし	購入してください。 (介護者とともに 利用する場合、片 道100kmまでの普 通乗車券は、自 動販売機の小児 券で可) ○乗車中は手帳 を携帯すること。 ○定期、回数、急
客運賃割引	売 回数乗車券 急行券 (特急券不 可	半独 介護者付 単 独	本人 5 割引 介護者 5 割引 本人割引なし	半独介護者付単独	本人割引なし 介護者割引なし 本人割引なし	半独介護者付 単独	本人割引なし 介護者割引なし 本人割引なし	行券は介護者とと もに乗車する場合 に限る。
バス・電車および	割引対象者	0	体障害者手帳および 第1種本人およ	び介 バス、	護者 ○第2種···· 石見交通、日の丸自	-		○乗車券購入の際身体障害者手帳または療育手帳を提示する。 ○本人についてのみ、高速バスの他
(県内)	適用会社	一畑バス松江市営バス一畑石見交通日の丸自動車隠岐海士バス町村営バス中国 J R バス			田電鉄	県への乗り入れに ついて割引できる。 なお高速バスは、 予約制であり、本		
引	割引率				50%			人確認を手帳で行う。
(国内组织	割引対象者 (満 12 歳 以上)		、障害者手帳・療育手 、および介護	1	精神障害者保健福祉 、及び介護者1名まで		を有している者	○各航空会社支 店および指定代理 店にて手帳を提示
線 のみ 引	航空券割引率		近大人片道運賃 1.空運送事業者が路線	線ごと	に設定			する。 ※療育手帳の対 象者である旨の証 明印があるもの。

制度	対象者	内容	申請および利用手続き
制度有料道路の通行料金の割引	対象者 ① 身体障害者手帳の所持者で、本人が運転する場合 【自動車所有】 障がい者本人または生計を一にする者 ② 重度の身体障がい者および重度の知的障がい者が乗車し、その移動のために介護者が運転する場合(手帳が「1種」) 【自動車所有】 障がい者本人または生計を一にする者	内容 有料道路通行料金が5割引 ※登録によりETCも利用可 ※障がい者1人につき1台のみ	申請および利用手続き 【申請窓口】障がい者手帳を管理している市町村の福祉担当窓口 【問合せ先】 西日本高速道路株式会社 NEXCO 西日本お客さまセンター 0120-924-863/ 06-6876-9031 (上記の番号が利用できない場合) ■ETCを使用しない場合の手続き・利用方法 窓口へ①手帳 ②車検証 ③免許証を提出する。割引シール貼付を受けた身体障がい者手帳および療育手帳を料金所で提示する。 ■ETC 利用者の手続き・利用方法 ①手帳 ②車検証 ③免許証 ④ETC カート ⑤ETC 車載器管理番号が確認できるもの 「ETC 利用対象者証明書」を封筒に入れてポストに投函し、約 2 週間後に書面通知受理後、利用可能。
電話番号 案 内 (104) 料金免除 (ふれあ い案内) 郵便料金 の減免	視覚障がい者の1級~6級、肢体不自由者(上肢、体幹、乳幼児以前の非進行性の脳病変による運動機能障がい)の1級、2級、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳所持者 ○点字郵便物、点字用紙および盲○盲人用点字小包郵便物は半額○聴覚障がい者用小包郵便物・半額 (指定聴覚障がい者福祉施設の資心身障がい者用書籍小包は半送)	[(聴覚障がい者用ビデオテープ) は	【問合せ先】 NTT西日本ふれあい案内担当 フリーダイが:0120-104-174 点字用紙および盲人用録音郵便物は 指定盲人施設の発受するものに限る。

●思いやり駐車場

海士町役場 健康福祉課 福祉係 ☎ 2-1823







島根県では、身体に障がいや難病のある方や高齢などで歩行が困難な方、妊産婦の方、ケガや病気などにより一時的に歩行困難な方に対して利用証を交付することで、駐車場を利用できる人を明らかにし、駐車スペースを確保する「思いやり駐車場制度」があります。※ 鳥取県のハートフル駐車場利用証制度など

<対象者>

① 身体障がいがあり歩行困難な方(身体障害者手帳が以下のいずれかの〇印に該当)

障 が い 🛭	1級	2級	3級	4級	5級	6級	
視覚障がい	0	0	0	\circ			
聴覚障がい			0	0			
平衡機能障がい				0		\circ	
音声・言語・そしゃく	機能障がい						
上肢機能障がい		0	0				
下肢機能障がい	0	0	0	\circ	0	0	
体幹機能障がい	体幹機能障がい			0		0	
脳原性運動機能	上肢機能	0	0				
障がい	移動機能	0	0	0	\circ	0	0
心臓機能障がい		0		0	0		
じん臓機能障がい		0		0	\circ		
呼吸器機能障がい		\circ		\circ	\circ		
ぼうこう・直腸機能障	\circ		\circ	\bigcirc			
小腸機能障がい	0		0	\circ			
免疫機能障がい		0	0	0	\circ		
肝臓機能障がい		0	0	0	0		

- ②知的障がいがあり歩行困難な方 (療育手帳 [A])
- ③精神障がいがあり歩行困難な方(精神障害者保健福祉手帳「1級」)
- ④高齢により歩行困難な方(介護保険被保険者証の要介護状態区分が「要支援 1」以 上)
- ⑤難病により歩行困難な方(特定疾患医療受給者・小児慢性特定疾患医療受給者)
- ⑥妊産婦の方
- ⑦けが人等歩行困難である方(医師が車いす、杖等の使用が必要と認めた期間)

<有効期限>

- ①から⑤の方・・・基準に該当しなくなるまでの期間
- ⑥の方・・・妊娠 7ヶ月から産後 1年間(更新なし)
- ⑦の方・・・1 年未満

<申請に必要なもの>

●申請書 ●180 円分の切手を貼った返信用封筒(角型 2 号)に、申請者の郵便番号、住所、氏名を記載して同封してください。

申請先は島根県障がい福祉課です。 (海士町役場健康福祉課を経由して申請することもできます。)

※ 障がいのある人本人が運転免許証を持っていない場合でも、ご家族が送迎する 場合は対象となります。

〒690-8501

島根県松江市殿町1番地

県庁第二分庁舎1階 島根県障がい福祉課計画推進グループ

電話 0852-22-6686 FAX 0852-22-6687



《参考》

相談窓口一覧

【総合的な問合せ】海士町役場 健康福祉課 福祉係 🙃 2-1823

内 容	機関名	電話番号	主な相談内容
	健康福祉課福祉係	2-1823	・福祉サービス、手当、助成の受付など
海士町役場の			・身体障がいに関すること
	 健康福祉課健康増進係	2-1822	・知的障がいに関すること
	医冰曲血环医冰岩延冰	2 1022	・精神障がいに関すること
相談窓口	住民生活課住民国保係	2-1821	・年金に関すること
	住民生活課	2-0858	・後期高齢者医療制度に関すること
	住民生活課税務係	2-0858	・税金に関すること
	海士町障害者相談支援	2-1823	・障がい福祉全般に関すること
障がいや生活	センター	2-1823	・サービス等利用計画に関すること
に関する相談	障害者相談支援	2 4500	・サービス等利用計画に関すること
	センター ウェーブ	2-1502	
医療の相談	海士診療所	2-0200	・病気の治療に関すること
	障害者就業·生活支援	(08512)	・求職活動、職場定着等の就職相談
수무 소구 소구 급하	センター 太陽	2-5699	・就労希望者・就労者の生活相談
就労の相談		(08512)	・職業相談、職業紹介など
	ハローワーク隠岐の島	2-0161	
	白.体赔税、李和敦县	090-	・身体障がいに関する相談
	身体障がい者相談員	4698-	
+□ =// □	江川 京子 (北分) 	5746	
相談員	加纳哈拉尔李和沙里	080-	・知的障がいに関する相談
	知的障がい者相談員	6331-	
	瀧川 千恵子 (東) 	4596	



内 容	機関名	電話番号	主な相談内容
			・居宅介護(ホームヘルプ)
	海士町社会福祉協議会	2-0010	・重度訪問介護(ホームヘルプ)
			・生活介護(デイサービス)
	福来の里	2-0075	・生活介護(デイサービス)
	あまの里	2-0075	・共同生活援助(グループホーム)
	めなの主	2-00/5	・短期入所(ショートステイ)
	さくらの家	2 4500	·就労継続支援 B 型
	(地域活動支援センター)	2-1502	・日中一時支援
障がい福祉		7-8250	·就労継続支援 B 型
サービス等の	ございな		・共同生活援助(グループホーム)
事業所			・日中一時支援
			・相談支援事業
			・施設入所
			(障害児入所支援も含む)
		(08512)	・生活介護
	仁万の里		·就労継続支援 B 型
		6-2289	・短期入所(ショートステイ)
			・共同生活援助(グループホーム)
			・相談支援事業







このページでは下記の記号を使っています。



障がい福祉サービス等提供事業所



車いす対応トイレ

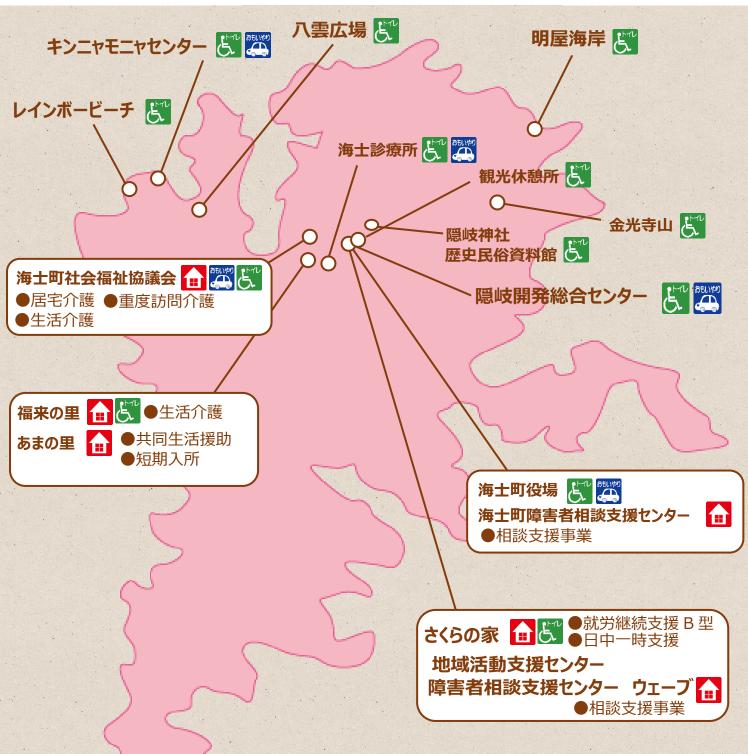


思いやり駐車場



海士町は `となりのページへ!





●日常生活用具給付対象一覧表

	給付租	重目	対象者	性能等
介	特列	朱寝台	下肢又は体幹機能障がい2級以上の者。	腕、脚等の訓練のできる器具を附帯し、原則 として使用者の頭部及び脚部の傾斜角度を 個別に調整できる機能を有するもの。
護・訓練支	特列	朱マット	下肢又は体幹機能障がい1級(常時介護を要する者に限る。)、重度又は最重度の知的障がい者(児)及び体幹機能障がい2級以上の児童。(原則として3歳以上の者)	褥瘡の防止又は失禁等による汚染又は損耗 を防止するためのマット(寝具)にビニール等 の加工をしたもの。
援用具	特列	朱尿器	下肢又は体幹機能障がい1級の障がい者 (児)であって常時介護を要する者。(原 則として学齢児以上の者)	尿が自動的に吸引されるもので、障がい者 (児)又は介護者が容易に使用し得るも の。
	入流	谷担架	下肢又は体幹機能障がい2級以上の者。 (入浴に当たって、家族等他人の介助を要 する者に限る。)	障がい者(児)を担架に乗せたままリフト装置により入浴させるもの。
	体位	変換器	下肢又は体幹機能障がい2級以上の障がい者(児)であって、下着交換等に当たって、家族等他人の介助を要する者。(原則として学齢児以上の者)	障がい者(児)又は介助者が体位を変換させるのに容易に使用し得るもの。
	移動	用リフト	下肢又は体幹機能障がい2級以上の障がい者(児)であって、原則として3歳以上の者。	介護者が重度障がい者(児)を移動させるに当たって、容易に使用し得るもの。ただし、 天井走行型その他住宅改修を伴うものを除く。
	訓練い	す(児のみ)	下肢又は体幹機能障がい2級以上の児童 であって、原則として3歳以上の者。	原則として付属のテーブルをつけるものとする。
-		ベッド(児の み)	下肢又は体幹機能障がい2級以上の児童 であって、原則として学齢児以上の者。	腕又は脚の訓練のできる器具を備えたもの。
自立		甫助用具	下肢又は体幹機能障がい者(児)であって 入浴に介助を必要とする者。(原則として3 歳以上の者)	入浴時の移動、座位の保持、浴槽への入水等を補助でき、障がい者(児)又は介助者が容易に使用し得るもの。ただし、設置に当たり住宅改修を伴うものを除く。
生活支	便	器	下肢又は体幹機能障がい2級以上の障がい者(児)で原則として学齢児以上の者。	障がい者(児)が容易に使用し得るもの (手すりを付けることができる)ただし取替え に当たり住宅改修を伴うものを除く。
援用具	T字状・	棒状のつえ	平衡機能又は下肢若しくは体幹機能障がい者(児)で歩行障がいがあり家庭内の移動等において介助を必要とする者。	障がい者(児)が容易に使用し得るもの。
	移動・移	乗支援用具	平衡機能又は下肢若しくは体幹機能に障がいを有し、家庭内の移動等において介助を必要とする者。(原則として3歳以上の者)	おおむね次のような性能を有する手すり、スロープ等であること。 ア 障がい者(児)の身体機能の状態を十分に踏まえたものであって、必要な強度と安定性を有するもの。 イ 転倒予防、立ち上がり動作の補助、移乗動作の補助、段差解消等の用具とする。ただし、設置に当たり住宅改修を伴うものを除く。
		オーダーメ イド	平衡機能又は下肢若しくは体幹機能障がい 者で、起立・歩行時に頻繁に転倒する者。	転倒の衝撃から頭部を保護できるもの。
	頭部保 護帽	既製品	平衡機能又は下肢若しくは体幹機能に障がいを有し、立位又は歩行が不安定で頻繁に転倒する者又は知的障がい児若しくは精神障がい者保健福祉手帳の交付を受けているものであって、てんかん発作等により頻繁に転倒する者。	転倒の衝撃から頭部を保護できるもの。転倒の際に頭部を保護するためのヘルメット型の用具で、スポンジや革を主材料にして作成されたもの。
	特列	朱便器	上肢障がい2級以上の身体障がい者 (児)であり、重度又は最重度の知的障が	足踏ペダルにて温水温風を出し得るもの及び 知的障がい者(児)を介護している者が

			ty (ID)	
			い者(児)であり、訓練を行っても自ら排便 後の処理が困難な者。(原則として学齢児 以上の者)	容易に使用し得るもの。ただし、取替えに当たり住宅改修を伴うものを除く。
自立生活支	火災警報器		原工の音が 障がい等級 2 級以上の身体障がい者 (児) 重度又は最重度の知的障がい者 (児) 。(火災発生の感知及び避難が著し く困難な障がい者のみの世帯及びこれに準ず る世帯)	室内の火災を煙又は熱により感知し、音又は 光を発し屋外にも警報ブザーで知らせ得るも の。
援用具	自動消息	火器	上記に同じ	室内温度の異常上昇又は炎の接触で自動 的に消火液を噴射し、初期火災を消火し得るもの。
	電磁調	理器	視覚障がい2級以上の身体障がい者、18歳以上の重度又は最重度知的障がい者。 (視覚障がい者又は知的障がい者のみの世帯及びこれに準ずる世帯)	視覚障がい者又は知的障がい者が容易に使用し得るもの。
	步行時間延: 用小型送信機		視覚障がい2級以上の者。(原則として学齢児以上の者)	視覚障がい者(児)が容易に使用し得るもの。
	聴覚障がい者 屋内信号装置		聴覚障がい2級の者。(聴覚障がい者のみの世帯及びこれに準ずる世帯で日常生活上必要と認められる世帯)	音、音声等を視覚、触覚等により知覚できるもの。
在宅	透析液加	温器	腎臓機能障がい3級以上で自己連続携行 式腹膜潅流法(CAPD)による透析療法を 行う者(児)で原則として3歳以上の者。	透析液を加温し、一定温度に保つもの。
療養等支	ネブライザー (吸入器)		呼吸器機能障がい3級以上又は同程度の 身体障がい者(児)であって、必要と認められる者。(原則として学齢児以上の者)	障がい者が容易に使用し得るもの。
援用具	電気式たん吸引器		呼吸器障がい3級以上又は同程度の身体 障がい者(児)であって、必要と認められる 者。(原則として学齢児以上の者)	障がい者(児)が容易に使用し得るもの。
	酸素ボンベ	運搬車	医療保険における在宅酸素療法を行う者。	障がい者(児)が容易に使用し得るもの。
	盲人用音声式体温計 (音声式)		視覚障がい2級以上の者。(視覚障がい者 のみの世帯及びこれに準ずる世帯) (原則として学齢児以上の者)	視覚障がい者(児)が容易に使用し得るも の。
	盲人用体	重計	上記に同じ	視覚障がい者(児)が容易に使用し得るも の。
情報	携帯用会話	補助装置	音声言語機能障がい者(児)又は肢体不自由者(児)であって、発声・発語に著しい障がいを有する者。(原則として学齢児以上の者)	携帯式で、言葉を音声又は文章に変換する機能を有し、障がい者が容易に使用し得るもの。
・意思疎通支	情報·通信支援用具		上肢機能障がい又は視覚障がい2級以上の障がい者(児)であって、アプリケーションソフトや入力サポート機器を使用しなければパソコンの操作が困難な者。	障がい者向けのパーソナルコンピュータ周辺機器及びアプリケーションソフト 【視覚障がい者】 画面拡大ソフト、画面音声化ソフト等 【上肢機能障がい者】 インテンキー、ジョイスティック等
援用具	点字ディス	スプレイ	視覚障がい及び聴覚障がいの重度重複障がい者(原則として視覚障がい2級以上かつ聴覚障がい2級)の身体障がい者であって、必要と認められる者。	文字等のコンピュータの画面情報を点字等により示すことのできるもの。
		標準型	視覚障がい者(児)であって、視覚の低下、 視野狭窄がある者。(原則として学齢児以 上の者)	視覚障がい者(児)が容易に使用し得るもの。 (点筆を含む)
	点字器	携帯用 片面書	上記に同じ	上記に同じ

			視覚障がい2級以上の者。(本人が就労	視覚障がい者(児)が容易に使用し得るも
	点字タイプ	ライター	若しくは就学しているか又は就労が見込まれる者に限る)	O.
情報	視覚障がい 者用 ポータブルレ コーダー	録音再生機	視覚障がい2級以上の者。(原則として学齢児以上の者)	音声等により操作ボタンが知覚又は認識でき、かつ、DAISY 方式による録音並びに当該方式により記録された図書の再生が可能な製品であって、視覚障がい者(児)が容易に使用し得るもの。
・意思疎通支	視覚障がい者活字文書読」		視覚障がい2級以上の者。(原則として学齢児以上の者)	文字情報と同一紙面上に記載された当該文字情報を暗号化した情報を読み取り、音声信号に変換して出力する機能を有するもので、視覚障がい者(児)が容易に使用し得るもの。
援用具	視覚障がい者 拡大読書器	·用	視覚障がい者(児)であって、本装置により 文字等を読むことが可能になる者。 (原則として学齢児以上の者)	画像入力装置を読みたいもの(印刷物等) の上に置くことで、簡単に拡大された画像 (文字等)をモニターに映し出せるもの。
	盲人用昵	寺計	視覚障がい2級以上の者。なお、音声時計は、手指の触覚に障がいがある等のため触読式時計の使用が困難な者を原則とする。	視覚障がい者が容易に使用し得るもの。
	聴覚障がい者 通信装置	·用	聴覚障がい者(児)又は発声・発語に著しい障がいを有する者(児)であって、コミュニケーション、緊急連絡等の手段として必要と認められる者。	一般の電話に接続することができ、音声の代わりに、文字等により通信が可能な機器であり、障がい者(児)が容易に使用できるもの。
	聴覚障がい者 情報受信装置		聴覚障がい者(児)であって、本装置により テレビの視聴が可能になる者。	字幕及び手話通訳付きの聴覚障がい者(児) 用番組並びにテレビ番組に字幕及び手話通 訳の映像を合成したものを画面に出力する機 能を有し、かつ、災害時の聴覚障がい者 (児)向け緊急信号を受信するもので、聴 覚障がい者(児)が容易に使用し得るも の。
	笛式 人工喉頭		音声機能若しくは言語機能障がい者(児)で、無喉頭又は発生筋麻痺により音声を発することが困難な者。(主に喉頭摘出者を対象とする)	吸気によりゴム等の膜を振動させ、ビニール等 の管を通じて音源を口腔内に導き構音化す るもの。
		電動式	上記に同じ	顎下部等にあわせた電動板を駆動させ、経 皮的に音源を口腔内に導き構音化するもの。
	福祉電話(貸与)		難聴者又は外出困難な身体障がい者(原則として 2 級以上)であって、コミュニケーション、緊急連絡等の手段として必要性があると認められる者及びファックス被貸与者。(障がい者のみの世帯及びこれに準ずる世帯)	障がい者が容易に使用し得るもの。
	ファックス (貸与)		聴覚又は、音声・言語機能障がい3級以上であって、コミュニケーション、緊急連絡等の手段として必要性があると認められる者。 (電話(難聴者用電話含む)によるコミュニケーション等が困難な障がい者のみの世帯及びこれに準ずる世帯)	障がい者が容易に使用し得るもの。
	視覚障がい者用 ワードプロセッサー (共同利用)		視覚障がい者。	編集、校正機能を持ち、日本点字表記法に基づき、入力した文章を自動的に点字変換が可能で点字プリンターとの連動により点字文書の作成及び音声化ができるもの。
	点字区	書	主に、情報の入手を点字によっている視覚障 がい者(児)。	点字により作成された図書。

排泄管理	ストマ装具 (1カ月分)	畜便袋 畜尿袋	直腸機能障がい者で、人工肛門のストマを造設した者。 膀胱機能障がい者で、尿路変更のストマを造設した者。	低刺激性の粘着剤を使用した密封型又は下腹部開放型の収納袋とする。 低刺激性の粘着剤を使用した密封型の収納袋で尿処理用のキャップ式とする。
支援用具	紙おむつ	等	脳原性運動機能障がい2級以上かつ療育 手帳Aである障がい者(児)であって、排尿 若しくは排便の意思表示が困難であり、恒常 的に紙おむつを必要とする者。(原則として3 歳以上の者)	紙おむつ、浣腸用具、 サラシ・ガーゼ等衛生用品
	収尿器		膀胱機能障がい者であって排尿のコントロールが困難な者又は尿路変更のストマを造設した者。	採尿器と蓄尿袋で構成し、尿の逆流防止装 置をつけるものとする。
住宅改修費	居宅生活動作補助用具		下肢、体幹機能障がい又は乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障がいに限る)を有し、障がい等級3級以上の者。(ただし、特殊便器への取替えをする場合は、上肢障がい2級以上の者) (原則として3歳以上の者)	障がい者(児)の移動等を円滑にする用具 で設置に小規模な住宅改修を伴うもの。

(注)

- 1 乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障がいの場合は、表中の上肢・下肢または体幹機能障がいに準じ取り扱うものとする。
- 2 聴覚障がい者用屋内信号機には、サウンドマスター、聴覚障がい者用目覚時計、聴覚障がい用屋内信号灯を含む。
- 3 頭部保護帽、T 字状・棒状のつえ、点字器、人工喉頭、ストマ用装具、紙おむつ等、収尿器は、 障がい者等本人の入院・施設入所・在宅要件を問わないものとする。(その他は全て在宅者で あること。)
- 4 頭部保護帽については、精神障がい者(児)も対象とする。



【障がい福祉のてびき】

平成28年1月発行 平成31年4月改正 令和2年4月改正 令和3年4月改正 令和4年4月改正 令和5年4月改正 令和6年4月改正

《編集·発行》 海士町役場 健康福祉課 〒684-0403 隠岐郡海士町大字海士 1490 番地 〇 08514-2-1823